入札公告の訂正に関する公告

令和7年4月16日付けで公告しました国有林野林産物(立木)公売(第1回5月期)については下記のとおり訂正するので公告します。

記

- ① 6号物件の入札物件明細表については「別添 正誤表」のとおり修正する
- ② 特約事項については「別紙 特約事項」のとおり修正する

以上、公告する。

令和7年4月25日

分任契約担当官 北薩森林管理署長 林 友和

令和7年度 5月期 立木一般競争入札物件一覧表 6号物件 (正誤表)

(誤)

売 払	国有	_	伐採種	林 齢	面 積 (ha)	樹 種	種別	一般材		低 質 材		計		摘要	分収育林等履	歴
番号								本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	~ ~	22 14 17 17 18	
6	床波	20326	皆伐	61	0.72	スギ	生立木	588	618.17	404	261.43	992	879.60	公売 分収造林	収穫調査 令和6年9月2 年月日	27日
					2.53	ヒノキ	生立木	1,148	520.93	2,373	693.75	3,521	1,214.68	◎現地案内	間伐実行 平成 年	年度
														1 日時 令和7年4月23日 (水) 9:30 集合	初回公売 令和 年	年度
														2 集合場所 大口合同事務所		
														3 案内者 山野森林事務所首席森林官(TEL 0995-22-7100)		
														○ その他	公売回数 初 回	回目
				, The state of the				, The state of the								
	644	m3/ha	合 計		3.25			1,736	1,139.10	2,777	955.18	4,513	2,094.28	◎調査方法 標準地調査	調 査 者 指定調査機	

(正)

売 払	国 有	林小班	伐採種	林齢	面 積 (ha)	樹 種	種別	一 般 材		低 質 材		計		· 摘 要 分	心夸木	木 等 履 .	麻
番号	林 名	141 · 31 · 81 12 1		171 EP				本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	110 SC 77	7A FJ 17	T TO MAKE	<u></u>
6	床波	20326	皆伐	61	0.72	スギ	生立木	588	618.17	404	261.43	992	879.60	公売 分収造林 収穫i 年月	守礼	和6年9月27	7日
					2.53	ヒノキ	生立木	1,148	520.93	2,373	693.75	3,521	1,214.68	◎現地案内	実行 平成	年.	度
														1 日時 令和7年4月23日 (水) 9:30 集合 初回2	公売 令和	1 年	度
														2 集合場所 大口合同事務所			
														3 案内者 山野森林事務所首席森林官 (TEL 0995-22-7100)			
														◎ その他 公売[回数	初 回	目
														・保安林のため、作業許可等の申請が必要になります。			
	644 m3/ha		合 計		3.25			1,736	1,139.10	2,777	955.18	4,513	2,094.28	◎調査方法 標準地調査 調 査	者 指	旨定調査機関	

特約事項(立木販売)



共通

- 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 2 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供 託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長等に提示し、またはその写しを 森林管理署長等に提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたこ とが確認された後に行うこと。
- 別紙「立木販売物件一覧表」に記載する特約事項について確認し遵守すること。 3
- 4 事業計画書等の提出及び承認

買受人は、事業着手の一週間前までに現地を精査の上、「立木販売事業着手届」を事業地の 所轄する森林官等を経由の上森林管理署長等に提出すること。

買受人は、別記に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出し、

その確認を受けること。 買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林内に集材路又は、土場を作設する必要 があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に申 請し、承認を受けること。

で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林 管理署長等に申請し、承認を受けること。

森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリス トの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題が あると認めた場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措 置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長等の命に応じ、必要な 措置を講じなければならないこと。

5 伐採の方法及び区域の設定

> 土砂の流出又林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全 に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整すること。

> 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採(誤伐)しないよう に、あらかじめ伐採する区域の確認を行うこと。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森 林管理署長等と協議すること。

> 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させ ないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範 囲が最小限となるよう努めること。

- 集材路及び土場の計画及び施工
- (1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局 所的な流へ入などの水系、土砂の流入又は地割れの有無等を十分に確認すること。その上で、 集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせ た作業システム (集材方法及び使用機械)を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通 過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画すること。

立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線の組み合わせを 検討すること。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を帰す場所()において立木 の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材等を検 討すること。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、 法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35°以上の箇所 ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所

集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及 び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにすること。

集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせること。 ヘアピンカーブ等を設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇 所に設置すること。

集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入 することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流か ら距離をおいて配置すること。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場 合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとし、やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置すること。 集材路については、沢を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置すること。谷地形や破砕帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する

区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施すること。

伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合 には、当該区域の隣接地を経由することも検討すること。このとき、集材路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議等を行うこと。

(2)周辺環境への配慮

集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が 周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。た だし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、 転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等の対 策を講じること。

生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、必要に応じ て集材路の線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議すること。

集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となる よう検討すること。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要であること から、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波 形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うこと。これによることが困難な場合又は地 下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した 横断溝等を設置すること。

このほか、以下の点に留意すること。 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、 渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置すること。 横断溝等やカーブを利用して分散排水すること。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇 所(安定した尾根部や常水のある沢等)をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇 所がない場所では、素掘り側溝等により導水すること。

渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管 理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧すること。

洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けること で、流水の路面への流出を避けるようにすること。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するこ と。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどに より安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去すること。

曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水すること。 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の 状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水すること。

丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するこ と。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、 植生マットで覆う等の処理を行うこと。

水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合 は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとること。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷 側を低くすることは避けること。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とす

締固めの効果は、

- 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと

・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えることなどにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工すること。また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要ない。 要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにす ること。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第191号)をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要とな る空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5mを超えざる を得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、 高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理 の発達 の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて 切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が 可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

声能な場合があっ、 工員 ご唱る たいに シンファン 。 崖すいでは切土高が 1 mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の 可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。 盛土

- 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械 等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うこと。 堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 cm程度の厚さとなるよう十 分に締め固めて施工すること。
- 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とすること。
- ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合に は、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにすること。
- エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所で は、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)
- に留意して横断溝等を設置すること。 オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整 を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うこ

事業実行上の対策 7

(1) 伐採・造材・集運材における事業実行上の配慮

集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流 路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じ ること。

集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が 多量の水分を帯びている状態では極力通行を避けること。なお、このような状況下で通行しなければならない場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止すること。 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、 丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するこ

搬出に当たっては、作業現場の周辺地域に配慮し地域住民からの苦情等が発生することのな いよう努めること。

事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

枝条及び残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努めること。 枝条及び残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意すること。

- ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行える よう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の 後処理等の調整を図ること。
- イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所 を分散させ、杭を打つなどの対策を講じること。
- 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないよう

に留意し、枝条等を山積みにすることを避けること。

エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発す ることがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げ ないこと。

(2)集材路及び土場の整理

集材路及び土場は、植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うこと。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めること。 立木の伐採・搬出に使用した資材、油脂等の確実な整理及び撤去を行うこと。全ての作業が終了し、作業現場を引き上げる際に、伐採現場における枝条及び残材等の整理 の状況を森林管理署長等に報告し、必要により適切な措置を行うこと。

- 木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するともに雨天時等路面に損傷を与える ことが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策(鉄板・敷砂利等)を講じること。 なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。
- 下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受人は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が 発生した場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の 措置を講ずること。
- 11 その他

集材路・土場の作設に当たっては、森林法その他関係法令に基づく各種手続(許可、届出等) を確実に行うこと。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林に おける作業許可に係る手続きを行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、 集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続きの対象となり得ることに留意すること。 買受人は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令を遵守し、労働

災害の防止、労働環境の改善に取り組むこと。

上記5~8については、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付2林整 整第1157号林野庁長官通知)に基づき定めたものであり、事業実行の際には同指針を 遵守すること。

分以育林

- 1.分収木の買受人(以下「買受人」という。)は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合 当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること
- 2.買受人は、分収木の買受代金を次により支払、収は供託すること。

(1)国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。

- (2)分収育林契約者(以下「費用負担者」という。)に支払う代金は、国が指定する費用負担者の振込金融 機関の口座に払い込むこと。なお、費用負担者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定す る法務局に供託すること。
- 3 . 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこ

分似造林

- 1.分収木の買受人(以下「買受人」という。)は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合 省署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2.買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。

(1)国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること

(2)分収造林契約者(以下「造林者」という。)に支払う代金は、造林者が指定する振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、造林者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託す ること。

- 3. 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは造林者に支払うこと。 官行造林
- 1.分収木の買受人(以下「買受人」という。)は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合 当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2.買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。

 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。 (2) 官行造林契約者(以下「契約者」という。)に支払う代金は、契約者が指定する振込金融機関の口座に 払い込むこと。なお、契約者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託 すること。
- 3. 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは官行造林契約者に支払

特約事項(立木販売)



- 1 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 2 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本 又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長等に提示し、またはその写しを森林管理署長等に 提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこ と。
- 3 別紙「立木販売物件一覧表」に記載する特約事項について確認し遵守すること。

4 事業計画書等の提出及び承認

- ① 買受人は、事業着手の一週間前までに現地を精査の上、「立木販売事業着手届」を事業地の所轄する森林官等を経由の上森林管理署長等に提出すること。
- ② 買受人は、別記に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
- ③ 買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林内に集材路又は、土場を作設する必要があると きは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に申請し、承認を受け ること。
- ④ 買受人は、③で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
- ⑤ 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。

5 伐採の方法及び区域の設定

- ① 土砂の流出又林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整すること。
- ② 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採(誤伐)しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行うこと。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林管理署長等と協議すること。
- ③ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。 なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めること。

6 集材路及び土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流入又は地割れの有無等を十分に確認すること。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム(集材方法及び使用機械)を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画すること。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線の組み合わせを検討すること。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を帰す場所(※)において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材等を検討すること。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- 地山傾斜35°以上の箇所
- 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにすること。

- ④ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせること。
- ⑤ ヘアピンカーブ等を設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置すること。
- ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置すること。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとし、やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置すること。
- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置すること。谷地形や破砕 帯 など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くする とともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施すること。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該 区域の隣接地を経由することも検討すること。このとき、集材路の作設に当たっては、森林管理署長等 と協議等を行うこと。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等の対策を講じること。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、必要に応じて集材路の線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議すること。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう検討すること。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要であることから、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うこと。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置すること。このほか、以下の点に留意すること。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置すること。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水すること。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所(安定した尾根部や常水のある沢等)をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水すること。
- ③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧すること。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにすること。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止すること。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去すること。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水すること。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水すること。
- ⑦ 丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮すること。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うこと。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとること。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けること。

(4) 切土•盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。 締固めの効果は、

- 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと

• 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工すること。 また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにすること。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m程度以内であるときは、直切が可能 な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は 土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

- ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うこと。 堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 cm程度の厚さとなるよう十分に締
- め固めて施工すること。 イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得
- ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とすること。 ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締 固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにすること。
- エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛 土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して 横断議等を設置すること。
- オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うこと。

7 事業実行上の対策

(1) 伐採・造材・集運材における事業実行上の配慮

- ① 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じること。
- ② 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水 分を帯びている状態では極力通行を避けること。なお、このような状況下で通行しなければならない場 合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止すること。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施すること。
- ④ 搬出に当たっては、作業現場の周辺地域に配慮し地域住民からの苦情等が発生することのないよう努めること。

8 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努めること。
- ② 枝条及び残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意すること。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図ること。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じること。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、 枝条等を山積みにすることを避けること。

エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがな いよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場は、植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復 するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処 置を行うこと。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土 が流出しないようしっかりと締め固めること。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、油脂等の確実な整理及び撤去を行うこと。 ③ 全ての作業が終了し、作業現場を引き上げる際に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況を 森林管理署長等に報告し、必要により適切な措置を行うこと。
- 木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するともに雨天時等路面に損傷を与えることが予 想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策(鉄板・敷砂利等)を講じること。 なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。
- 10 下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受人は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が発生した 場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講ずること。

11 林野火災防止対策について

- (1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に 伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作 業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物(落葉落枝等)の除去を徹底す るとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻 は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を 起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。
 - ⑥ 買受人は、上記①~⑤の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底するこ

12 その他

- ① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法その他関係法令に基づく各種手続(許可、届出等)を確実 に行うこと。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に 係る手続きを行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続きの対象となり得ることに留意すること。
- ② 買受人は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の 防止、労働環境の改善に取り組むこと。
- 上記5~8については、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付2林整整第11 57号林野庁長官通知)に基づき定めたものであり、事業実行の際には同指針を遵守すること。

Ⅱ分収育林

- 1. 分収木の買受人(以下「買受人」という。) は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合 当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2. 買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
- (2) 分収育林契約者(以下「費用負担者」という。) に支払う代金は、国が指定する費用負担者の振込金融 機関の口座に払い込むこと。なお、費用負担者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定す る法務局に供託すること。
- 3. 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこ

Ⅲ分収造林

- 1. 分収木の買受人(以下「買受人」という。)は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2. 買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
- (2) 分収造林契約者(以下「造林者」という。) に支払う代金は、造林者が指定する振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、造林者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。
- 3. 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは造林者に支払うこと。 IV官行造林
- 1. 分収木の買受人(以下「買受人」という。)は本契約物件に係る混生木及び搬出支障木等が生じる場合当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2. 買受人は、分収木の買受代金を次により支払い又は供託すること。
- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
- (2) 官行造林契約者(以下「契約者」という。) に支払う代金は、契約者が指定する振込金融機関の口座に払い込むこと。なお、契約者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。
- 3. 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは官行造林契約者に支払うこと。